

**令和 7 年度**

**水源水質検査実施計画**

**神奈川県内広域水道企業団**

**広域水質管理センター**

## 目次

◆ 水源水質監視について	1
1 基本方針	1
2 広域水質管理センター業務の概要	1
3 水源水質検査の内容	2
4 水源水質事故への対応	4
5 水源水質課題に関する調査	4
6 結果の公表と計画の見直し	4

広域水質管理センターでは、県民・市民の皆さまにより安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の4水道事業者並びに用水供給事業体である神奈川県内広域水道企業団（以下、「5事業者」という。）の、共通水源である相模川・酒匂川について、水源水質検査及び水質事故対応を一元的に実施しています。

この水源水質検査実施計画は、「広域水質管理センターの水源水質検査等の業務に関する協定」に基づき、検査（採水）地点、検査項目、検査回数などを記載するものです。

\* 本計画書では、神奈川県企業庁を「県企業庁」、神奈川県内広域水道企業団を「企業団」と省略して表記します。

## ◆ 水源水質監視について

5事業者の共通水源である相模川水系及び酒匂川水系の水質は、比較的良好であり、通常の浄水処理で水質基準を十分に満たした水道水を得ることができます。

しかし、水源ダム湖での植物プランクトンを原因とするかび臭障害、油や化学物質の流入などの水源汚染事故、豪雨などによる水源水質の変化などにより、浄水処理への影響が発生することがあります。

広域水質管理センターは、本計画に基づき、適切な監視を行い、5事業者でその結果を共有し、浄水処理に活用することにより、より安全で良質な水道水の供給に貢献します。

1 基本方針

広域水質管理センターは、水源水質検査と水源水質事故対応等の業務を一元的に実施することにより、5事業者共通の水源における水源水質検査の効率化及び水源水質事故の対応強化を図ります。

水源水質検査を一元的に行うことで、豊富な水源水質情報を共有化します。この情報に応じた浄水処理を実施することで、より安全で良質な水道水を供給します。

また、水源水質事故が発生した場合、広域水質管理センター（企業団）と谷ヶ原浄水場（県企業庁）、飯泉取水管理事務所（企業団）が各エリアを分担し、情報受信等を実施することで、より迅速な水質事故対応（現場調査等）を可能とし、危機管理体制を更に強化します。

## 2 広域水質管理センター業務の概要

### (1) 業務內容

- ◎ 水源域における水質検査 (➢「3 水源水質検査の内容」に記載)
  - ◎ 水源域における水質事故への対応 (➢「4 水源水質事故への対応」に記載)
  - ◎ 水源域の水質課題に関する調査 (➢「5 水源水質課題に関する調査」に記載)

## (2) 業務実施場所

広域水質管理センター業務は、相模川中流にある社家取水管理事務所（企業団）内に設置される広域水質管理センターで主に実施します。

また、谷ヶ原浄水場及び飯泉取水管理事務所は、水源水質事故の対応等の業務を担います（図1）。

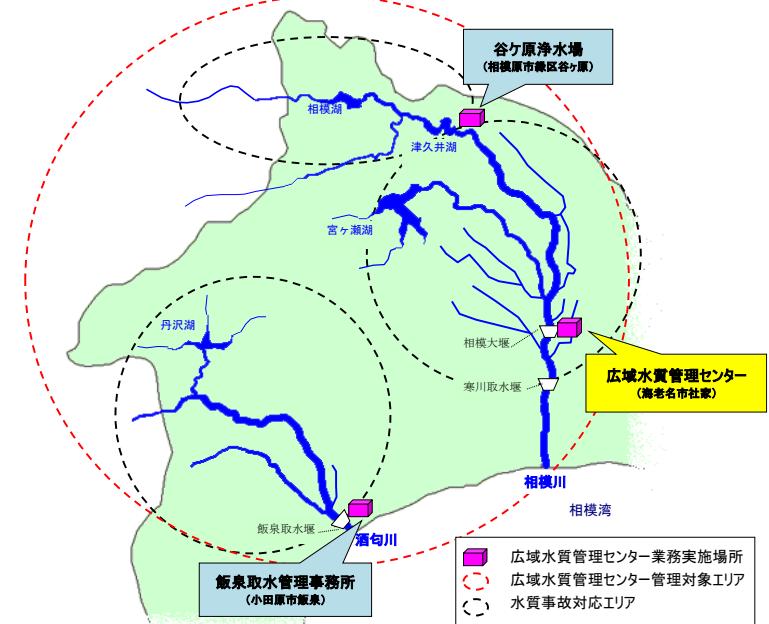


図 1 広域水質管理センター業務実施場所と対応エリア

### 3 水源水質検査の内容

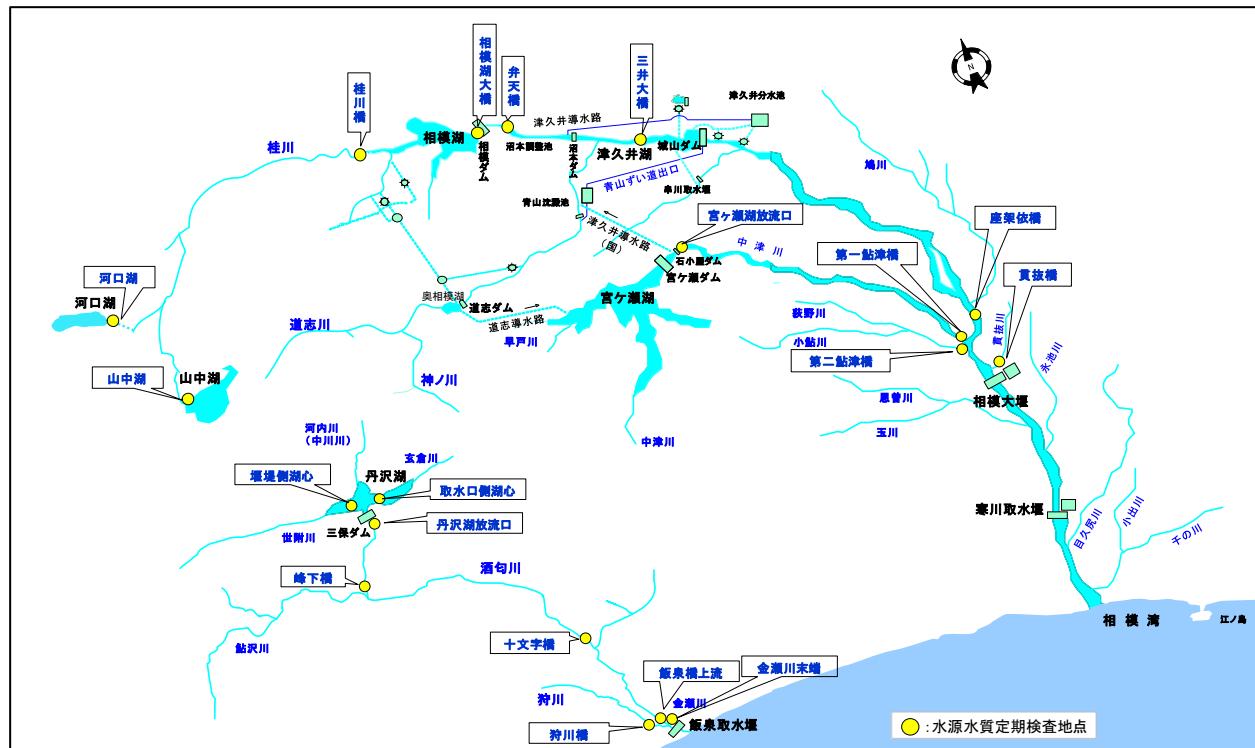


図2 広域水質管理センター 水源水質定期検査地点

広域水質管理センターでは、常に安全で良質な水道水を供給するために、取水地点上流の水源水域において水質を定期的に監視します（図2及び次頁 表参照）。

## (1) 相模湖上流の湖

相模湖や津久井湖で発生する生物の予兆を監視するため、基礎性状項目（※1）及び生物の検査を行います。

## (2) 相模湖

湖沼水質の経年変化、取水する原水及び浄水処理への影響を監視するため、基礎性状項目、環境基準項目（※2）、水道水質基準項目、生物・細菌などの検査を行います。

### (3) 津久井湖

湖沼水質の経年変化や下流で取水する原水への影響を監視するため、基礎性状項目、環境基準項目、水道水質基準項目、生物・細菌などの検査を行います。

#### (4) 宮ヶ瀬湖・丹沢湖

下流で取水する原水への影響を監視するため、基礎性状項目、環境基準項目、水道水質基準項目、生物・細菌などの検査を行います。

## (5) 相模川・酒匂川

取水する原水への影響を監視するため、基礎性状項目、環境基準項目、水道水質基準項目、生物・細菌などの検査を行います。

※1 基礎性状項目：水源水質状況の指標となるpH値、臭気、濁度などの項目

※2 環境基準項目：環境基本法に基づき「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」として定められている COD、溶存酸素などの項目

表 水源の水質検査項目及び年間検査回数

水道水質基準項目	エリア区分	相模湖上流		相模湖						津久井湖		宮ヶ瀬湖		相模川						酒匂川				取水施設				
														本川	中津川	小鶴川	真浜川	本川	狩川	金瀬川	津久井分水池	(社)相模原市水道部(監修)	東川取水施設	(飯泉取水施設事務所)				
		山中湖	河口港	桂川橋	相模湖大潮表層	相模湖大潮15m	相模湖大潮表層	弁天橋	三井大橋表層	放流水口	放流水口	放流水口	放流水口	第二船橋港	第三船橋港	下大字橋	新良木橋上流	狩川橋	金瀬川表層	津久井分水池	(社)相模原市水道部(監修)	東川取水施設	(飯泉取水施設事務所)					
採水地点																												
検査項目																												
基礎性状	天候	12	12	12	36	-	-	-	36	12	-	12	6	6	-	-	12	12	12	12	4	4	4	12	12	-	-	-
基礎性状	気温	12	12	12	36	-	-	-	36	12	-	12	6	6	-	-	12	12	12	12	4	4	4	12	12	12	-	-
基礎性状	水温	12	12	12	36	6	6	36	36	12	12	12	6	6	6	6	12	12	12	12	4	4	4	12	12	12	-	-
基準01	一般細菌	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	-	-	-	-	12	12	12	12	4	4	4	12	12	12	-	-
基準02	大腸菌	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	-	-	-	-	12	12	12	12	4	4	4	12	12	12	-	-
基準03	がくうび及びその化合物	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準04	水素及びその化合物	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準05	セメント及びその化合物	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準06	鉛及びその化合物	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準07	ニオイ及びその化合物	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準08	六臭化スルホン	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準09	亜硫酸脱色素	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	6	6	6	6	12	12	4	4	4	4	4	12	12	12	-	
基準10	シアン化物・イオン及び塩化シアン	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	-	-	-	-	12	12	-	-	4	4	12	12	12	-	-	
基準12	フッ素及びその化合物	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	-	-	-	-	12	12	4	4	4	4	4	12	12	12	-	-
基準13	ホウ素及びその化合物	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準14	四塩化炭素	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準15	4-ジクロキサン	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準16	シメ-1,2-ジクロロエテン及びトレス-1,2-ジクロロエチレン	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準17	ジクロロメタン	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準18	チラクロロエチレン	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準19	トリクロロエチレン	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準20	ベゼン	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準21	クロロフルム	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準22	ジクロロフルオロタン	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準23	臭素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準24	臭素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準25	臭素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準26	臭素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準27	トリフルオロタン	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準28	ブロモフルオロタン	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準29	ブロモフルルム	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準30	ブロモフルルム	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準31	臭素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準32	臭素及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準33	鉛及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準34	銀及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準35	ナトリウム及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準36	マンガニウム及びその化合物	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	6	6	6	6	12	12	4	4	4	4	4	12	12	12	-	
基準37	生糞物・オイソ	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	-	-	-	-	12	12	4	4	4	4	4	12	12	12	-	
基準38	生糞物・オイソ	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	-	-	-	-	12	12	4	4	4	4	4	12	12	12	-	
基準39	カクシム	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	-	-	-	-	12	12	4	4	4	4	4	12	12	12	-	
基準40	馬糞	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	-	-	-	-	12	12	4	4	4	4	4	12	12	12	-	
基準41	陰イオン活性剤	-	-	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準42	シオキソニン	-	-	36	-	-	-	36	36	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準43	2-チオエチレン	-	-	36	-	-	-	36	36	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準44	非イオニン界面活性剤	-	-	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準45	フローラント	-	-	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準46	TOC	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	6	6	6	6	12	12	4	4	4	4	4	12	12	12	-	
基準47	pH値	12	12	36	6	6	36	36	12	12	12	12	6	6	6	6	12	12	4	4	4	4	4	12	12	12	-	
基準48	臭素	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準49	溶存マグマ	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準50	リン酸根	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準51	4-アミノジカルボン酸	-	-	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準52	ジカルボン酸	-	-	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準53	大腸菌群	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	-	-	-	-	12	12	12	4	4	4	4	4	12	12	-	
基準54	嫌氣性芽胞菌	-	-	12	12	-	-	12	12	12	12	12	-	-	-	-	12	12										

## 4 水源水質事故への対応

水道の水質管理を確実に行うためには、平常時の水源水質の把握を確実に行うと共に、車両事故等による油の流入、水質悪化による魚のへい死など、突発的な水質事故を迅速に把握する必要があります。

広域水質管理センターでは、このような突発的な水質事故の発生に対して、関係機関と連携して、迅速に情報を入手することで、水質管理に万全を期しています。

## 5 水源水質課題に関する調査

広域水質管理センターでは、PRTR (※) データ等から水源域で使用されている化学物質（フッ素及びその化合物や亜鉛及びその化合物等）や農薬類の種類や量を調査し、定期監視対象項目の選定に活用します。

また、流域の特定事業場の状況を調査し、水源水質悪化時の原因調査に活用します。

さらに、水源で検出されることがある農薬類及び病原性原虫（クリプトスパリジウム等）について、濃度の変化や影響の大きい支川・用水路の状況を把握するため、定期的に調査を実施します。

※PRTR (Pollutant Release and Transfer Register : 環境汚染物質排出移動登録) 制度は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」に基づいて、対象化学物質の環境への排出量や廃棄物に含まれて事業所外へ運び出される量（移動量）を毎年集計して、公表するものです。

## 6 結果の公表と計画の見直し

水源の水質検査結果については、各事業者と共有するとともに、年度ごとにまとめ、ホームページ等で公表します（例：企業団「水質試験成績並びに調査報告書」　ホームページアドレス <https://www.kwsa.or.jp/suishitsu/suisitsu-nenpo.html>）。

本計画は、水源水質の状況や水道水質基準改正等を踏まえ、5事業者で協議し、毎年度見直しを行います。

神奈川県内広域水道企業団  
浄水部 広域水質管理センター

〒243-0424 海老名市社家6-25-1  
TEL 046-239-2816  
FAX 046-239-2819  
eメール ss.st7@kwsa.or.jp

水源水質検査業務を一元的に実施する広域水質管理センターでは、水質検査の信頼性を確保するため、原水・工程水・浄水の水質検査について、公益社団法人日本水道協会の認定する「水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)」を取得しています。



JWWA—GLP003